

●Classic Snow Socks 事件

知財高裁 令和 7 年 9 月 3 日		
令和 7(行ケ)10016 審決取消請求事件（原審：不正登録取消審判）		
当事者	原告：イッセ セイフティ ソシエタツ リミタード 被告：日本カリフォルニアカスタム(株)	判決要旨： 原告提出の商標見本のウェブサイト写真には、原告商品一覧表の上部に原告のハウスマーク（引用商標）が大きく表示され、その一覧表に掲載された布製タイヤチェーンの商品種別として「Classic C-600」等と記載されている、などとして、布製タイヤチェーンとの関係で出所識別標識として機能している標章は、原告のハウスマーク（引用商標）又は原告の略称である「ISSE」であるとされた。そして、「Classic」の文字は原告が販売する布製タイヤチェーンが有しているグレードや性能、装着しようとしているタイヤへの適合を判断するための用途や品質を表示する文字として機能しているものであって、商標としての機能を発揮する態様で使用しているとは認められないため、米国のコモン・ロー上の商標権が発生していると認めることはできない、と判断された。 コメント： 代理人等による不正登録に対する取消審判（53 条の 2）の審決取消訴訟である。上の判断により、原告が主張する使用商標（「Classic」）は、同条の「商標に関する権利」には該当せず、それゆえ原告は「商標に関する権利を有する者」に該当しないこととなる。
対象 商標	本件商標 CLASSIC SNOW SOCKS （標準文字） 第 35 類「自動車並びにその部品及び附属品（布製の滑り止めタイヤチェーンを含む。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」 使用商標 Classic 引用商標 	
結論	不正登録にあたらな（商標法 53 条の 2）	

●あわ恋いちご事件

大阪地裁 令和 7 年 7 月 17 日		
令和 6(ワ)5007 商標権侵害差止請求事件		
当事者	原告：(有)新居ハイオ花き研究所 被告：ヴェリタス(株)	判決要旨： まず、被告標章については、「あわ」部分が「泡」のように一定の識別力を持ち得る意味として受け取られるであろう取引の実情があるのであれば、「あわ」の識別力が否定できない結果、「恋いちご」の部分のみを抽出した類否判断が許されないことも想定される一方、被告標章が付されたパッケージの態様など取引の実情に照らし、「あわ」が識別力を伴わない地域名称を意味し、産地や販売地を表示するものとして受け取られるのであれば、「恋いちご」の部分抽出して本件商標と比較検討することが許されるとされた。 その上で、被告各商品のパッケージには、被告標章のほかに「徳島県産」とのいちごの産地を示す文字や「徳島県産 阿波のいちご」との文字が付記され、徳島県の伝統芸能である阿波踊りの踊り子や「阿波」と記載された提灯のイラストが目立つ態様で描かれているところ、被告標章の「あわ」の部分につき、漢字ではなく平仮名表記とはいえ、需要者に対し地域名称である「阿波」を意味し、産地を表示しているものと想起させる取引の実情があるといえるため、被告標章のうち「あわ」部分の識別力は否定され、「恋いちご」部分を抽出して本件商標と比較検討することができるとされ、結果的に本件商標との類似性が肯定された。 また、裁判所による侵害論の心証開示後に被告より提出された登録商標使用の抗弁については、訴訟の完結を遅延させるとして却下された（時機に後れた攻撃防御方法）。 コメント： 取引の実情として、商品パッケージに付された文字やイラストから、需要者は「あわ」を産地表示としての「阿波」と想起するとしており、具体的で参考となる判断である。
対象 商標等	本件商標 恋 苺 第 31 類「いちご、いちごの種子、いちごの苗」 被告標章 あわ恋いちご 被告商品 1.  2. 	
結論	侵害（商標法 36 条 1 項・2 項）	